

## 令和3年度第1回検討会における検討項目について

- 処分件数について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 1

- 喫煙所の場所

- 公園に設置

- 多くの子どもたちが遊ぶ目的である公園に喫煙所を設置するためには、喫煙所の構造のあり方、経費、禁止エリアとの関わりなど検討する課題が多くあると認識しており、設置は難しい。

- 歩道橋上に設置

- 歩道橋上に喫煙所を設置するためには、倒壊、落下、剥離などにより通行者や道路に影響を及ぼさないよう、相当程度の雨風にも耐えうる堅固なものであることや受動喫煙の対策や橋上からの吸い殻の投下を防止するためにも高い壁が必要である。しかし歩道橋には、アンカーを設置するなど原則認めていないとのことであり、設置は難しい。

- その他

- 新たな啓発の方法

- ・ 啓発幕の設置（道路照明灯）・・・令和4年5月～  
あべの筋（天王寺交差点～阿倍野交差点間）  
尼崎平野線（ルシアス前～ごちそうビル前間）



啓発幕設置写真